

旭区役所
区長、東中秀成殿

2024年6月4日

旭生活と健康を守る会
大阪市旭区大宮 211-25
会長、池田寿人

生活保護に関する要望と懇談の申し入れ

岸田政権の下で、物価は16カ月連続物価高騰が続いています。国民は青息吐息です。一方で消費不況で企業倒産、最低賃金も上がることなく、大変な日々が続いています。こうした中で、貴職のご奮闘に敬意を表します御苦労様です。旭生健会にも様々な相談が寄せられていますが、中にはどうしてもなく、悲惨な状況も有ります。こうした中で貴職に関して、区民の声を届けるために懇談会を持ちたいと考えています。何かと御多忙の折と思いますが、ご配慮のほどお願いします。

記

【要望項目】

1. 申請者の意向を示した。人には(住所・氏名・要件)ただちに申請を受理し、保護の決定は、申請日を含め14日以内を厳守する事、遅れた場合は、申請者にその理由を書面で明示すること。
2. 保護開始前の違法な就労指導などの「助言指導」はしないこと、就労指導は、27条の精神に基き、当事者の意向を尊重すること。
3. 生活保護申請者の高いハードルとなっている「扶養照会」は、申請権を保障するために申請者の意向を汲んだ運用をする事、DVや長年音信不通など、実態を無視した扶養照会は本人の同意を得て行うこと、実態を無視した扶養照会は文書に申請者や被保護者の個人情報である住所の記載はしないこと。
4. 保護費の漏給や過払いを防ぐためにも、いまの保護決定通知書では分かりにくいので、分かりやすいものにする事。また、年金や給与の収入認定の場合は、内訳の明細が判るものにする事、
5. 携帯電話も電話回線もない高齢者世帯には、緊急通報システムと福祉電話を周知すること。
6. 申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月まで増額すること。

以上

